

令和3年度第6回安塚区地域協議会次第

日時：令和3年9月3日（金）午後7時から

場所：安塚区総合事務所 3階 301会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 協 議

- (1) 「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問に対する答申について

資料 No. 1

- (2) 地域活動支援事業に係る課題等について

資料 No. 2

- (3) 安塚区地域協議会視察研修について

4 諮 問

- (1) 船倉地域生涯学習センターの廃止について

資料 No. 3

5 その他

- (1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

6 閉 会

(案)

令和 年 月 日

(宛先) 上越市長

安塚区地域協議会
会長 松苗 正二

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（答申）

令和3年7月29日付け上自第27069号で諮問のあった、諮問第110号：上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

(附帯意見)

- 区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するとともに、過疎地域以外の地域が関連する事業へ過疎対策事業債を充当しないよう求めます。
- 計画変更を行う場合は、変更前の計画を総括したうえで、地域協議会や地域住民等に対し、その結果及び変更内容を説明するよう求めます。

<8月25日開催の意見交換会における意見>

- 過疎地域以外の地域が関連する事業へ過疎対策事業債を充当しないよう求める。
- 計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更内容を説明するよう求める。
- 区ごとにそれぞれ抱えている事情が異なるため、区別の計画を策定することも必要と考える。
- 毎年度終了時、当該年度に実施した事業の検証を求める。
- 前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括の提示を求める。

地域活動支援事業に係る課題等について【集計結果】

1 制度全般について

■協議を要しない事項

- ①現行どおりでよい。
- ②各区それぞれの地域性、特性を尊重し、市全体での審査基準は特に定めなくてもよいと考える。
- ③地域活動支援事業は、安塚区民が集落の維持活性化に取り組むうえで大きな役割を果たしている。
- ④各地域自治区への予算の配分について、人口比率等によるのはやむを得ない面もあるが、これまでの提案件数や採択額を踏まえた算出方法に変更することも検討した方がよい。
- ⑤制度を必要とする団体がある間は継続すべきである。
- ⑥どの地域自治区においても、イベントの開催に対する運営費の助成となっている事業が多く、一時的な活性化になるだけで将来性が見えてこない。
- ⑦地域活動支援事業が市民主体のものとなっているか疑問がある。
- ⑧直接利害関係にある団体の代表者や企業の代表者が地域協議会委員である場合、審査・採点ともに除斥対象とするよう、市の統一的なルールとすべきである。

■協議を要する事項

2 安塚区の採択基本方針について

■協議を要しない事項

- ①現行どおりでよい。
- ②毎年同じ団体が提案しているが、消耗品等の補充が必要であれば、採択するのが妥当である。
- ③不採択となった提案団体に対し、次年度以降の提案につなげてもらうためにも丁寧なフォローを行う必要がある。
- ④提案団体が固定化しているように感じるので、もっと幅広く活用してもらうために一層の周知が必要である。
- ⑤毎回提案している団体については、自己努力を目に見える形で示してほしい。
- ⑥発展性について、信頼性や将来性が感じられない事業が多い。継続できるかどうかが重要である。
- ⑦既に制度として確立し、周知に関する手続きがとられているのであれば、助成回数等にこだわる必要はない。広く自由に提案されるべきである。

■協議を要する事項

- ①配分額が決まっている中、新規事業が採択された場合、補助希望額に対して少しでも多く助成できるようにするためにも助成回数の制限を設ける必要があると思う（審査の視点の中に自立性という文言もある）。
- ②同じ提案団体による同じような提案については、助成回数を制限してもよいと思う。

3 プレゼンテーション・採点・審査方法について

■協議を要しない事項

- ①現行どおりでよい。
- ②今年度からプレゼンテーションの前に書面による質疑回答を実施しているため、事業の詳細を把握することができるようになった。
- ③共通審査の項目及び視点多いように感じる。過去に採択された事業の中でも合致していないと思われる事業が多数あったと思われる。
- ④プレゼンテーションは審査を行う上で必要な手順と考える。
- ⑤採点や審査について、提案団体が委員の地元の団体である、知人であるというような理由で情緒的になってしまう点が気がかりである。

■協議を要する事項

- ①プレゼンテーションから採点までの時間が短すぎるので、審査方法の見直しが必要である。市の予算の関係上、やむを得ないところもあるが、公平な審査をするためには、もう少し時間が欲しい。
- ②採点の結果、点数が低い事業についても即不採択にするのではなく、点数はあくまでも参考として、全提案を議論した方がよいと思う。
- ③配分額を超えた場合、一律減額などの公正な審査方法とすべきである。

4 その他全体に係る課題、改善点等

■協議を要しない事項

- ①地域活動支援事業をもっと安塚区全体に周知し、大勢の人が利用しやすい制度にする必要がある。
- ②提案にあたっては、見積書も含めて事業内容をしっかりと検討したうえで提案してもらいたい。
- ③イベントの運営等に係る委託料を補助対象経費として計上する提案団体もあるが、自己完結すべきと考える。
- ④貴重な提案事業の不採択をなるべく事前に防ぐため、提案事業の募集の段階で募集要項のほかに補助対象とすることができる事業費の考え方等のポイントを提案団体へ示した方がよい。
- ⑤本来、地域活動支援事業は地域活性化を目指すプラス面として機能した方がよいと思うが、現状は市が行うべき事業の不足分、マイナス面を補うものになっている気がある。

⑥パンデミック等の状況下における提案（飲食を含むイベントや密を避けがたいイベントを内容とするもの）に対しては、事前に注意喚起する体制を構築すべきである。

■協議を要する事項

上教社第4367号
令和3年8月27日

安塚区地域協議会
会長 松苗正二 様

上越市長 村山秀幸
(教育委員会社会教育課)



船倉地域生涯学習センターの廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第111号 船倉地域生涯学習センターの廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

施設の利用実態や老朽化の進行状況等を踏まえ、船倉地域生涯学習センターを公の施設として廃止することに関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 設置 地域における市民の生涯学習及び生涯スポーツを推進することにより、文化の振興及び市民の健康の増進を図るため、生涯学習センターを設置する。</p> <p>2 名称及び位置 船倉地域生涯学習センター（安塚区上船倉 804 番地）</p> <p>3 施設</p> <ul style="list-style-type: none">① 体育館② 食体験室③ コミュニティ室④ 第1陶芸体験室⑤ 第2陶芸体験室⑥ 第1木工体験室⑦ 第2木工体験室⑧ 休憩室⑨ 第1交流室⑩ 第2交流室 <p>4 利用時間 午前8時30分から午後10時まで</p>	<p>1 廃止予定日 令和4年4月1日</p>

現況		諮問内容																						
5	使用料																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料（1時間あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>食体験室</td> <td>270 円</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ室</td> <td>260 円</td> </tr> <tr> <td>第1 陶芸体験室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>第2 陶芸体験室</td> <td>230 円</td> </tr> <tr> <td>第1 木工体験室</td> <td>230 円</td> </tr> <tr> <td>第2 木工体験室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>休憩室</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>第1 交流室</td> <td>260 円</td> </tr> <tr> <td>第2 交流室</td> <td>260 円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料（1時間あたり）	体育館	600 円	食体験室	270 円	コミュニティ室	260 円	第1 陶芸体験室	210 円	第2 陶芸体験室	230 円	第1 木工体験室	230 円	第2 木工体験室	210 円	休憩室	210 円	第1 交流室	260 円	第2 交流室	260 円	
施設名	使用料（1時間あたり）																							
体育館	600 円																							
食体験室	270 円																							
コミュニティ室	260 円																							
第1 陶芸体験室	210 円																							
第2 陶芸体験室	230 円																							
第1 木工体験室	230 円																							
第2 木工体験室	210 円																							
休憩室	210 円																							
第1 交流室	260 円																							
第2 交流室	260 円																							

※ 施設の利用状況等については参考資料1のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料2のとおり

船倉地域生涯学習センターの概要等について

1 施設の名称

船倉地域生涯学習センター

2 施設の位置

上越市安塚区上船倉 804 番地

3 施設の概要

- (1) 建築年月 昭和 12 年 11 月
- (2) 延床面積 1,378.0 m²
- (3) 構造等 木造、鉄骨造 2 階建
- (4) 主な施設 体育館、食体験室等

※平成 8 年 3 月に閉校した小学校を生涯学習センターに位置づけたもの。

4 施設の開館時間等

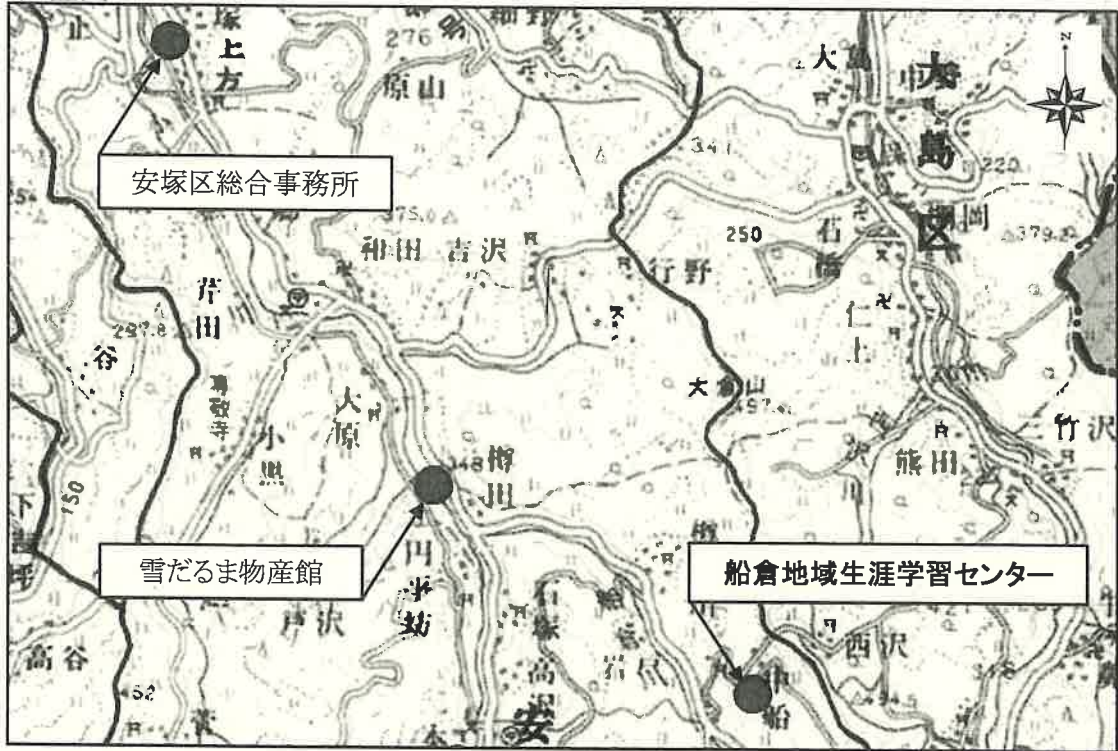
- (1) 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

※教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

5 施設の利用状況

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数 (件)	26	28	17	7	3
人数 (人)	510	427	340	135	33

位置図



平面図

